

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 福岡県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.9%
全職員	79.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（警視正）	—
本庁課長相当職（警視）	101.4%
本庁課長補佐相当職（警部）	91.6%
本庁係長相当職（警部補）	91.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.7%
31～35年	86.4%
26～30年	93.5%
21～25年	86.9%
16～20年	86.5%
11～15年	81.0%
6～10年	87.8%
1～5年	90.4%

【説明欄】

- 給与とは、給料、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の総支給金額と賞与等の総支給金額の和をいう。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は85.0%である。
- 部分休業や早出遅出勤務等の時間外勤務を制限する職員の割合は、男性0.1%に対し、女性8.5%である。また、時間外勤務を制限する女性のうち、勤続年数11～15年の職員が、全体の41.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。